⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成25年５月22日において次の要件を満たすものとする。

①　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

㋐　ＮＡＴＭによる道路又は鉄道トンネルであること。

㋑　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上、かつ同一トンネルにおいて掘削延長が800m以上の工事であること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐、㋑の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、㋒の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、下記㋒は同一工事であること。

㋒　トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）が70㎡以上の工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「中部横断丸滝トンネル工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

調　達　予　定

入札公告（公示）予定の公示

平成25年度当初において判明している80万ＳＤＲ以上の物品等又は特定役務の調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ以上となるものがあり得ます。

平成 25 年４月 22 日

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局

①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice

○独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部長　圖師　修一

◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08

①24　②イーター中性粒子ビーム試験施設用高電圧ブッシングの製作　一式　③購入等　④７月　⑤独立行政法人日本原子力研究開発機構　契約部契約第１課　茨城県那珂郡東海村村松４―49　電話029―282―4079

①24　②ＩＴＥＲ共通試験用電源装置の増力　一式　③購入等　④６月　⑤上記⑤に同じ

①24　②ＪＴ―60ＳＡ超伝導コイル支持構造物の製作　一式　③購入等　④９月　⑤上記⑤に同じ

①24　②ＪＴ―60ＳＡ用補助電源新設　一式　③購入等　④10月　⑤上記⑤に同じ

①24　②既設コイル電源系補助電源の整備　一式　③購入等　④10月　⑤上記⑤に同じ

①24　②Ｖ電源サイリスタ変換器盤の保全措置　一式　③購入等　④11月　⑤上記⑤に同じ

①24　②Ｖ電源位相制御装置等の改修　一式　③購入等　④11月　⑤上記⑤に同じ

①24　②ＪＴ―60ＳＡ用サーマルシールドの製作(I)　一式　③購入等　④６月　⑤上記⑤に同じ

①24　②大型試料槽対応多軸回折計の購入　一式　③購入等　④５月　⑤上記⑤に同じ

Summary

Japan Atomic Energy Agency

①24　②Manufacturing of the high voltage bushing for ITER Neutral Beam Test Facility 1set　③Manufacture　④July／2013　⑤Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 4―49, Muramatsu Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-Ken, 319―1184 Japan TEL 029―282―4079

①24　②Upgrade of power supply system in ITER common test facility 1set　③Manufacture　④June／2013　⑤As⑤mentioned above

①24　②Manufacturing of stainless steel plates for supprt stucture of JT-60SA supercondicing coils 1set　③Manufacture　④September／2013　⑤As⑤mentioned above

①24　②Procurement of Auxiliary Power Supply for JT-60SA 1set　③Manufacture　④October／2013　⑤As⑤mentioned above

①24　②Modification of Existing Auxiliary Power Supply for magnet PS 1set　③Manufacture　④October／2013　⑤As⑤mentioned above